

# 農地利用最適化推進委員の募集要項

令和3年4月

長南町農業委員会

# 農地利用最適化推進委員の募集要項

農業委員会等に関する法律に基づき、長南町農業委員会の農地利用最適化推進委員を募集します。

## 1 募集内容

### (1) 定数（募集人数）

地区	区域	担当する地域	定数
長南	第1区域	長南、笠森、深沢、蔵持 坂本	2人
	第2区域		
豊栄	第1区域	米満、千手堂、関原、須田 千田、又富、棚毛 岩川、本台、今泉	3人
	第2区域		
	第3区域		
東	第1区域	小野田、中原、 上豊原、給田、地引、小生田 下豊原、芝原	3人
	第2区域		
	第3区域		
西	第1区域	佐坪、市野々 山内、水沼 岩撫、竹林、茗荷沢、小沢、報恩寺	3人
	第2区域		
	第3区域		
計			11人

(2) 任期 委嘱の日から令和6年7月28日まで（3年間）

(3) 身分 長南町の特別職の非常勤職員

### (4) 職務内容

ア 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進）に係る指導などの現場活動、現地調査、農業委員への提言等

イ 日常業務における農地パトロール

ウ 農地の利用状況調査、利用意向調査等

エ 実質化した人・農地プランの作成への協力等

※ 農業委員と連携して業務を行います。

(5) 報酬 月額 33,000円

(6) その他

農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦、応募は可能ですが、農業委員と兼任することはできません。

また、複数の担当区域に推薦・応募は可能ですが、選任後担当する区域は一区域です。

## 2 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、農地利用最適化推進委員選任予定日において、次に掲げる者でない者とする。

- (1) 長南町に住所を有しない者
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 長南町の常勤職員
- (5) 長南町暴力団排除条例第2条に規定する者

## 3 推薦及び応募に係る手続き等

(1) 推薦及び応募の方法

ア 長南町に住所を有する農業者からの推薦（推薦者3名以上）〔個人推薦〕

イ 農業者が組織する団体その他団体からの推薦〔団体等推薦〕

ウ 一般募集〔応募〕

(2) 提出書類

区 分	提出書類
ア 長南町に住所を有する農業者個人からの推薦〔個人推薦〕	第1号様式
イ 農業者が組織する団体その他関係団体からの推薦〔団体等推薦〕	第2号様式
ウ 一般募集〔応募〕	第3号様式

※提出された書類については、返却しません。

(3) 提出先 長南町農業委員会

〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南2110番地

- (4) 受付期間 令和3年4月13日(火)から同年5月11日(火)まで  
(土、日曜日及び祝日を除く)  
午前8時30分から午後5時15分まで

#### 4 選任方法

提出された推薦書・応募申込書の内容及び長南町の農業の発展に資する方であるか、農地利用の最適化の推進に熱意をもって活動できる方であるかを総合的に審査し、最適化推進委員候補者を決定します。

当該候補者について、農業委員会総会において推進委員を選任し、委嘱します。

#### 5 情報の公開

法令等の規定に基づき、募集期間の中間及び終了後に、委員候補者として、推薦及び応募された方の氏名、職業、年齢、性別等推薦用紙、応募用紙に記載された事項を長南町ホームページ等に掲載し公表します。

#### 6 問い合わせ先

〒297-0192

千葉県長生郡長南町長南2110番地

長南町農業委員会事務局（役場農地保全課内） 電話 0475-46-3396